

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 大谷、大石
(電話) 06-6949-6445

令和2年7月31日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

阪急バス（株）が運行している鈴蘭台発谷上駅行きの30系統において、令和元年9月26日（木）、19時39分鈴蘭台駅発のバス車両が終点の谷上駅停留所の一つ手前になる広陵町4丁目停留所で、旅客が現在しないことを確認した後、終点停留所である谷上駅に向かわず、運転者の判断で回送運行して帰庫し、予め定めている運行計画に従い、業務を行わなかったもの。

2. 処分年月日

令和2年7月31日

3. 処分対象事業者及び営業所名

阪急バス株式会社（法人番号6120901019848）
唐櫃営業所（兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字山町1399-2）

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両1両）

5. 法令違反条項

道路運送法第16条第1項違反
（事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反）

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点
当該事業者が付された累積違反点数 3点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、兵庫県政記者クラブ